

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 案

(名称及び位置)
第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
省略	
前橋市ローズタウンサッカー場	省略
前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター	前橋市後閑町437番地1

2～5 省略

6 前橋市下増田運動場は、次の施設で構成する。
(1) サッカー場
(2) 野球場

7 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンターは、次の施設で構成する。
(1) 体育館
(2) 多目的室
(3) サッカー場

別表(第7条関係)
1～20 省略

21 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター

現 行

(名称及び位置)
第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
省略	
前橋市ローズタウンサッカー場	省略

2～5 省略

別表(第7条関係)
1～20 省略

区分		使用料					
		6時～9時	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	時間外(1時間当たり)
体育館	占有全面利用	—	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円
	半面	—	1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円
	照明全面	—	30分当たり150円				
	設備半面	—	30分当たり70円				
	個人一般利用	—	1人1回につき310円				
	中学生以下	—	1人1回につき100円				
	多目的室利用	101	—	1,820円	1,820円	1,820円	1,820円
	102～104	—	850円	850円	850円	850円	280円
	201	—	1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
	202～206	—	850円	850円	850円	850円	280円
	301	—	1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
	302～306	—	850円	850円	850円	850円	280円
	401	—	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	340円
	402	—	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円

		501・	＝	1,820	1,820	1,820	1,820	600円	
		502		円	円	円	円		
	個人	一般	＝	1人1回につき310円					＝
	利用	中学生	＝	1人1回につき100円					＝
		以下							
サ ッ カ ー 場	占有	一般	10,260	10,260	10,260	10,260	＝	3,420円	
	利用		円	円	円	円			
		高校生	5,130	5,130	5,130	5,130	＝	1,710円	
		以下	円	円	円	円			
備考 省略									
					備考 省略				